

説明資料
(金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会
令和5年3月2日

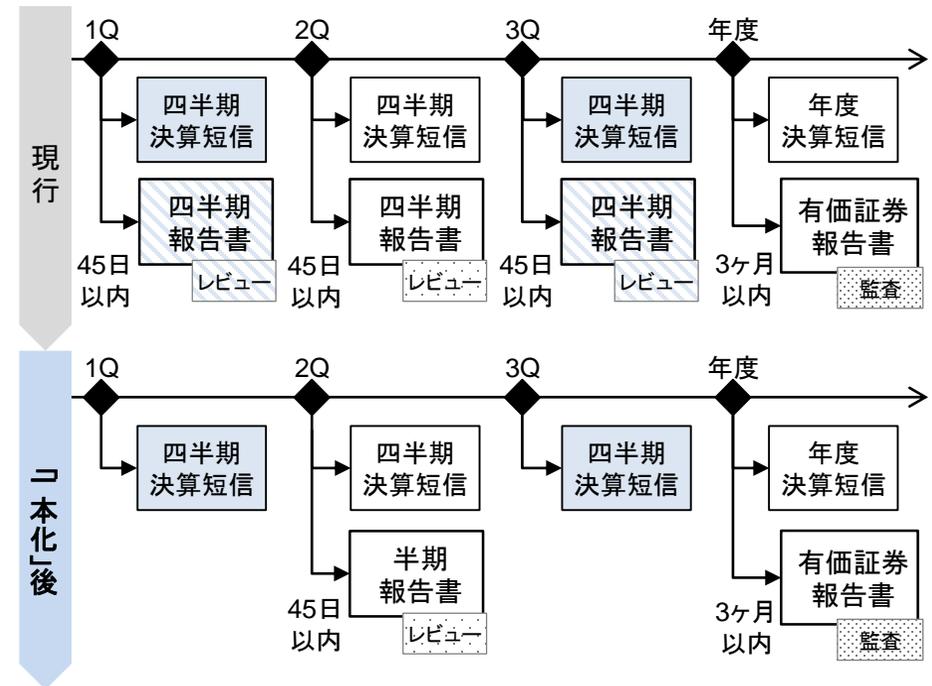
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示

(法改正事項)

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止し(法改正事項)、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
 - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
 - 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加**
 - 監査人によるレビューについては、**任意とするが、会計不正等が起きた場合には一定期間義務付け**
 - 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、**罰則の対象になりうる**
 - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め**ることとし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も上場企業と同じ枠組みを選択可能(法改正事項)
 - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長**(法改正事項)



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(サステナビリティ開示)(2022年12月公表)

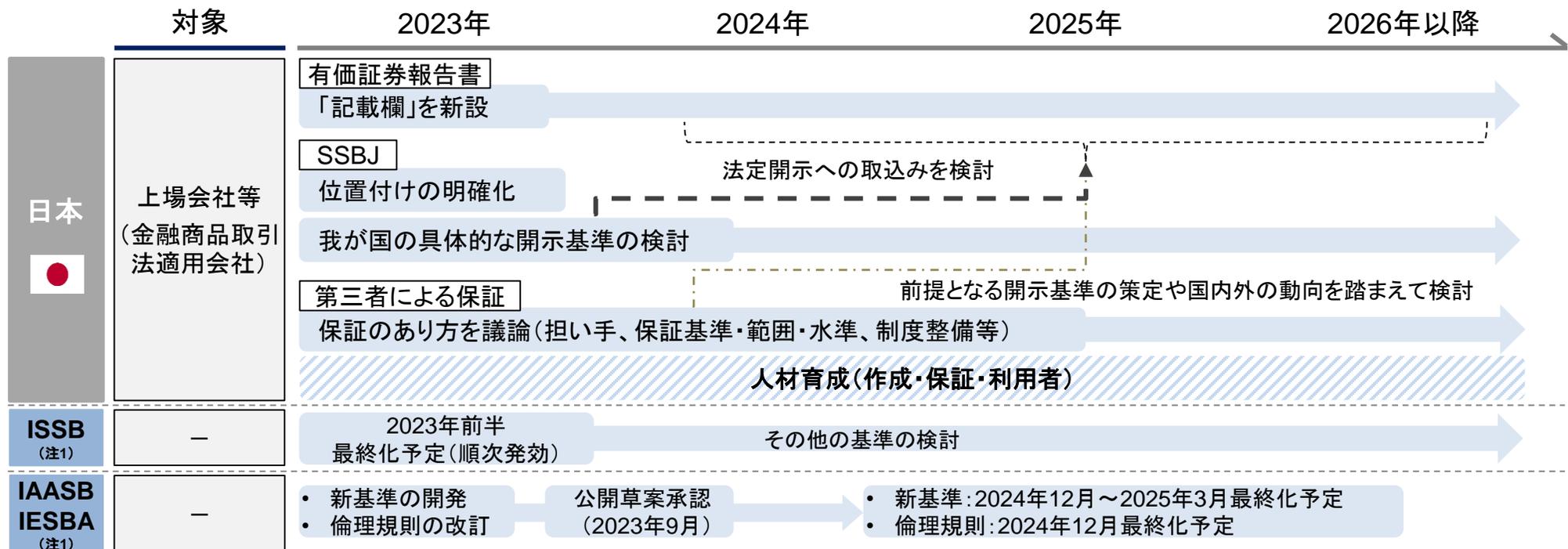
- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
 - 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証(※)等)、ロードマップについて議論
- ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2) 米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。